

一般社団法人 日本ヘルスケアリート 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

当法人は、一般社団法人日本ヘルスケアリートと称する。英文では Japan Healthcare RIET 略称 JHR と表示する。

(事務所)

第2条

当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条

当法人は、高齢者向けの医療・介護用不動産投資信託（REIT: Real Estate Investment Trust）及びブロックチェーン等のフィンテック（金融技術）事業の発展及び促進を図ることにより、高齢者向けの医療・介護付き住宅及び病院・介護施設等の建設、管理運営を計画的かつ効率的に実施することを通じて、年金受給権者に対する医療・介護付き住宅への終身居住権の付与、年金特別会計における現金での年金給付の削減等を実現し、もって高齢者の衣食住に関する不安を根本的に解消すると共に、年金財政の安定化、更には政府財政の健全化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ヘルスケアリート及びブロックチェーン等のフィンテック事業の普及促進及び技術の確立についての支援
- (2) ヘルスケアリート及びブロックチェーン等のフィンテック事業に関する標準化及び規格化についての調査・研究
- (3) ヘルスケアリート及びブロックチェーン等のフィンテック事業に関する証券化証券の組成・上場・流通についての業務
- (4) ヘルスケアリート及びブロックチェーン等のフィンテック事業に関する市場動向、技術開発等の調査
- (5) ヘルスケアリート及びブロックチェーン等のフィンテック事業に関する広報・普及啓発及びシンポジウム・セミナー等の開催
- (6) ヘルスケアリート及びブロックチェーン等のフィンテック事業に関する相談及びコンサルティング

グ業務

- (7) 当法人の社員相互の交流及びパートナー連携支援
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な業務

第2章 社員

(入社)

第5条

当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条

社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条

社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条

社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2か月以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条

当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条

社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条

社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第19条

当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長を、一般法人法に定める代表理事とする。

(役員を選任)

第20条

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第25条

常勤の役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益を、社員総会の決議によって定めた役員報酬基準に従って支給することができる。

(取引制限)

第26条

理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、延滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第27条

当法人に理事会を置く

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第29条

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるとき、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第30条

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第31条

理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第33条

理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第34条

理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 任意機関

(任意機関及び定数)

第35条

当法人に、任意の機関として次の機関を設置することができる。

2 次の機関の定数及び選定、解任は理事会において決議する。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 最高顧問 | 1名 |
| (2) 相談役 | 2名以内 |
| (3) 顧問 | 20名以内 |
| (4) 参与 | 50名以内 |
| (5) 評議員(学職経験者) | 20名以内 |

第7章 計算

(事業年度)

第36条

当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条

当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第39条

この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第40条

当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

第9章 公告

（公告の方法）

第41条

当法人の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合、官報に掲載する方法により行う。

第10章 附則

（最初の事業年度）

第42条

当法人の最初の事業年度は当法人成立の日から平成30年12月31日までとする。

（設立時役員）

第43条

当法人の設立時役員は、次の通りである。

設立時理事及び設立時代表理事	桜内 文城
設立時理事	近藤 雄大

設立時理事 杉本 淳
設立時監事 浅田 春雄

(設立時社員)

第44条

設立時社員の氏名及び住所は、次の通りである。

東京都港区東麻布2丁目17番11号
設立時社員 桜内 文城

東京都大田区多摩川二丁目21番13号
設立時社員 近藤 雄大

新潟県糸魚川市上刈1丁目4番7号
設立時社員 杉本 淳

愛媛県宇和島市川内甲1114番地
設立時社員 浅田 春雄

(法令の準拠)

第45条

本定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本ヘルスケアリート設立のため、設立時社員近藤雄大外2名の定款作成代理人兼設立時社員桜内文城は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成30年1月11日

設立時社員 近藤 雄大

設立時社員 杉本 淳

設立時社員 浅田 春雄

上記3名定款作成代理人兼設立時社員 桜内文城 電子署名